



中部景観シンポジウム

景観法 10 年を迎えこれまでの取組、成果、展望を議論

◎日時 平成 26 年 8 月 4 日（月）13 時 00 分から 16 時 40 分まで
◎場所 いせシティプラザ（三重県伊勢市）

主催：国土交通省中部地方整備局
後援：一般社団法人日本建築学会東海支部、中部地方都市美協議会



国土交通省中部地方整備局は、景観法施行後十年という節目に際し、これまで十年間の景観まちづくりの成果や課題、今後の展望について、八月四日、伊勢市で「中部景観シンポジウム」を開催した。

景観まちづくりの先進四都市、岐阜県各務原市、静岡県三島市、愛知県岡崎市、三重県伊勢市の首長が一堂に会し、良好な景観は、見る者を魅了し、地域の活力を生み出す財産であり、地域住民の誇りと愛着を醸成し、来訪者の増加が図られ、魅力ある地域づくりの推進につながるなど、地域活性化へ向けたメッセージをそれぞれ発信し、共有した。

（岡崎市長発言内容）

一、岡崎市の景観の特徴

皆さん、こんにちは。江戸時代二百六十年余の泰平の世を築いた、徳川家康公の生誕地、愛知県の岡崎市から参りました内田康宏と申します。どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

岡崎は愛知県のほぼ中央に位置し、人口は約三十八万人、面積は約三百九十キロ平方メートルの西三河地方の中心的な役割を担う中核市で、地名の由来となっています「丘の先」の名のとおり、三河山や、市内を縦横に流れる矢作川と乙川がもたらす清流と豊かな水辺空間など、これらの変化に富んだ地形を基盤に、多様な景観が形成されているのが特徴です。

中でも、門を額縁に見立てて、約三キロメートル先の家康公の生誕の地、岡崎城天守を望む歴史的な眺望は、これまで約三百七十年間、大切に守られてきた、世界にも誇れる景観であると思っています。このほか、旧東海道沿いでは、全国的にも知られる「八丁味噌」の伝統的な産業景観や、宿場町「藤川宿」の歴史文化資産を活用した、歴史的景観の形成に、住民や事業者の皆さんとともに取組んでいます。

二、岡崎市景観計画の特徴

景観まちづくりの取組は全国的にも早く、今から二十九年前の昭和六十年に、自主条例を定めて様々な施策を展開してきましたが、豊かな自然、伝統ある歴史、快適なくらしを背景に、多くの市民から「住み良い」との評価をいただいている一方で、まちの魅力に不満を感じている方もおられる近年の市民意識も踏まえ、「都市の魅力の向上」と「実効性ある景観まちづくり」を積極的に推進するために、平成二十四年に景観法を活用すべく新たな制度に再編し、景観法と景観計画、そして、自主的な制度も含めた関連条例の運用により、総合的・一体的な景観まちづくりを、地域の実情に応じて、段階的・継続的に推進しています。

景観まちづくりの理念には、「自然・歴史・くらしをつなぎ、誇りと愛着を育む景観まちづくりによる、美しく風格ある岡崎の創生」を掲げています。「自然・歴史・くらしをつなぎ」は、空間や時間の積み重ね、「誇りと愛着を育む」は、ヒト・モノ・コトとの交流の積み重ね、「景観まちづくり」は、まさに「地域づくり・人づくり」であると考えています。

景観法の諸制度を広く活用するため、「景観計画区域」は市全域とし、その内、これまでの取組を踏まえ、三地区を重点的に景観形成を図る「景観形成重点地区」に指定しています。

言うまでもなく、景観まちづくりは、市民や事業者の主體的な取組が大きな推進力となります。本市の景観まちづくりは、「まもる・いかす・つくる・なおす・はぐくむ」の五つの主體的な取組を段階的につなげあい、広げることで、景観の魅力や価値、そして取組をも磨き上げ高めていく、ステップアップを景観施策の展開の基本的な考えとしています。

具体的なお取組として「歴史的眺望の保全」をご紹介します。この眺望景観は、今から三百七十三年前の一六四一年に、徳川三代將軍・家光公が、「祖父・家康公の生誕の地を望めるように」との想いにより、徳川家の菩提寺である大樹寺の本堂から、三門、総門を通してその真ん中に岡崎城天守を望むように、伽藍（がらん）を配置し造営したことに由来します。

城への眺望の妨げとなる建造物の高さを制限するなど法令等による措置がない中、この眺望は、法的根拠の弱い行政指導や、眺望空間の下

にお住まいの方々の理解と協力によって、これまで守られてきましたが、平成二十四年七月からは、景観法に基づく高さ規制により、法的措置を講じています。

将来、眺望を阻害する建造物の出現により、様々な景観の悪化が予測されますが、これまでの行政指導では、いざというときの強制力に限界があり、保全に向けて景観法を活用するなど法律の後ろ盾をもって規制することが求められていました。

測量調査により、保全する眺望空間の領域、眺望点と岡崎城天守を結ぶ中心線上の地盤の位置や標高を明らかにし、眺望の妨げとならない建築可能な高さを判断する基準面を設定し規制しています。

規制の一方で、眺望空間を夜間にサーチライトの光で表現し、「おおよその位置や高さを体感する」、「光のラインの意味を知る」、そして「夜景を楽しんでもらう」ことで、保全意識の向上を図る啓発事業も行いました。

将来の景観像は、山並みを背景に、岡崎城天守が中央にそびえ立ち、これらと現代の市街地が一体となって調和する姿を目指し、「一幅（いっぶく）の絵のように美しく、都市の風格を感じさせる岡崎城の歴史的眺望」としています。

景観形成の方針は、規制により「将来にわたる眺望の確保」を、誘導により「一体的な調和による景観の魅力の向上」を図ることとしています。

建築等行為の制限は、「建物等の各部分の高さは基準面の標高値を超えないとする」基準により、いざというときは勧告止まりですが景観法に基づき規制しています。

三、景観法の制度等の運用状況

景観法の制度等の運用状況としては、「景観重要建造物」は公有が二件、民間所有が二件の計四件、「景観整備機構」は一団体を指定しています。

国土交通省の支援制度も積極的に活用し、歴史的建造物の改修に向けて、まちづくりファンドの手法でその資金を収集する可能性について調査を行いました。

このほか、景観まちづくり学習の推進に向けて、国土交通省の学習モデルプログラムを活用した取組を景観形成重点地区内の二つの小学校に働きかけ、大樹寺小学校は「校歌に詠まれている歴史的眺望を知る守る」、藤川小学校は「宿場町『藤川宿』の歴史文化資産を知る伝える」ことを主なテーマに景観まちづくり学習の実践に主体的に取り組んでいます。情報発信の一環としては、岡崎の良い景観を紹介し合う「岡崎いいとこ風景ブログ」を運営し、これまで五年九ヶ月で、約千八百件の記事を掲載しています。

四、具体的な成果

具体的な成果としては、景観重要建造物の指定がきっかけとなり、昨年度、地域のまちづくり団体が、住民ら篤志家からの寄附金により資金を調達し、市の補助金制度も活用して景観重要建造物の外観の修景を行った結果、地域の魅力の増進につながっています。また、景観まちづくり学習は、特に小学校での普及が図られ、意識の向上につながっています。大樹寺小学校での取組は、平成二十五年年度、都市景観大賞の優秀賞を受賞し、藤川小学校の取組も、平成二十六年年度の優秀賞を受賞しました。

五、課題

景観法を活用した景観まちづくりを推進する上で、直面する課題としては三つあります。

一つ目は「変更命令が可能な、実効性ある制度による眺望景観の保全」。大樹寺から岡崎城天守への眺望景観の保全は、現在、景観法に基づく比較的緩やかな手法である届出・勧告制度により規制していますが、いざというときには勧告止まりで強制力が伴わず、将来にわたって眺望を確保することができません。このため、いざというときに変更命令が可能な実効性の高い規制手法への制度移行が必要であると考えています。

二つ目は「都市再生を推進する中で、求められる景観まちづくりの役割」。都市間競争の現代において、良好な景観形成は「地域活性化」や「観光振興」につながる主要な都市政策のひとつです。特に高度利用が前提の中心市街地での景観形成においては、土地利用の私権制限の性格が強い高さの制限等は、生活や経済活動などに直接的な影響を及ぼすことに留意しつつ、自然・歴史・文化とこれらの暮らしが調和するよう、土地所有者等との対話や調整を図らなければならないと考えています。

そして三つ目は「主體的・持続的な活動を育む関係機関との連携や協働のための体制の構築と、資金調達や人材育成等の支援」。景観まちづくりは行政のみではできません。主体的で持続的な景観まちづくりの推進のためには、これまで以上に市民や専門家との連携や協働のための体制の確立が必要です。特に教育機関や景観整備機構との連携により、あらゆる世代を対象とした景観まちづくり学習を推進し、景観への関心や意識の向上、知識の普及啓発を図り、景観まちづくりの担い手となる人材を育成することも必要であると考えています。

六、展望

景観法を活用した景観まちづくりの今後の展望としては、本市は来年、平成二十七年に家康公顕彰四百年、翌二十八年には市制施行百周年といった節目の年を迎えます。

これを絶好の機会と捉え、本市固有の景観を積極的にまちづくりに活かした「観光産業都市 岡崎」の創造に向けて、「資産の現代価値化」、「岡崎の顔づくり」、「地域愛の醸成」の三つの視点をもった魅力づくりにより、岡崎ブランドを確立し、魅力の創出、維持向上を図り、もって、本市の活力の維持、持続的な発展へつなげたいと考えています。

中でも、岡崎の顔づくりの第一歩となるのが、私の選挙公約の一つで、市域の中心を流れる川の河川空間を活用する「乙川リバーフロント地区整備」です。景観の観点からは「効果的な照明」、「眺望の確保」、そして「人道橋の建設」という三つの柱をあげることができ

ます。

一つ目の「照明」ですが、夜真っ暗な河川空間の効果的な照明は、まちの印象が様変わりするなど都市の魅力の向上につながりますので、一番最初に手がけたいと考えています。

二つ目の「眺望」ですが、市域の中心を流れる乙川と岡崎城天守が創り出す景観は、岡崎固有のものであり、「まちづくり」、「市民生活の向上」、さらには「観光資源」として、極めて大きな価値を持っていると考えています。時代の流れの中で、河川沿いにマンション等の高層建築物が増えてきていますが、これらと河川空間からの眺望との調和をどのように図っていくのかについて、今後検討をしていきたいと思っています。

そして三つ目の「人道橋」ですが、これは単に橋を造るというだけでなく、岡崎市の玄関である東岡崎駅から橋を渡って中心市街地へ、そして岡崎城のある岡崎公園へといった回遊導線等を総合的に考えて、それが市街地の活性化にもつながるように整備したいと考えています。

また、本市には古より連綿と受け継がれてきた歴史文化資産というかけがえのない財産が数多くあります。特に、岡崎城は近年の発掘調査により、建設現場で見つかった石垣から、日本で四番目に大きな規模を誇る城であることが判明したほか、国の重要文化財に指定された建造物は名古屋よりも数多く、京都よりも神社仏閣の数が多くと言われていることも誇りの一つです。

今まではこれらが効果的に活用されてきませんでしたので、これからはしっかりとこうしたものを掘り起こして内外に情報発信していきたいと思えます。そして、景観まちづくりと歴史まちづくりを両輪で推進することにより、岡崎の個性を磨き、魅力を高め、市民が誇りと愛着を持てる、ふるさと、そして訪れる方々に感動を与えられるような「観光産業都市 岡崎」の実現を目指していきたいと考えています。

ご清聴、ありがとうございました。